

グローバル時代における知的財産権制度の潮流

植村 昭三^(*)

知的財産権制度のグローバル化は、19世紀のBIRPI時代にはじまり、1960年からの国連(UNCTAD)・WIPO時代において、開発途上国への技術移転の議論にも関与しながら進展した。1986年からのGATT/WTO・WIPO時代には、GATT交渉により誕生したWTO体制の下、TRIPS協定が発効するとともに、WIPO主導で数々の知的財産権条約が成立し、国際的な知的財産権法制が整備されてきた。2000年以降は、マルチプルフォーラ時代が到来し、知的財産権制度の国際的な枠組みは、公衆衛生を中心として、開発、人権、環境、生物・文化多様性、気候/エネルギーなど、多くの分野において重要な役割を担うようになり、各分野において知的財産権制度の在り方やその法解釈が議論されるようになった。最近では、WTO、WIPOだけでなく、自由貿易協定(FTA)や環太平洋パートナーシップ(TPP)のような二国間又は複数国間の交渉が推進されているが、グローバル・ガバナンスの欠如の問題が顕在化し、懸念されている。

目次

- I. はじめに
- II. BIRPI時代(19世紀 - 1960)
- III. 国連(UNCTAD)・WIPO時代(1960 - 1985)
- IV. GATT/WTO・WIPO時代(1986 - 2000)
- V. マルチプルフォーラ時代(2000 - 現在)
 - 1. 開発
 - 2. 人権
 - 3. 環境、生物・文化多様性、気候/エネルギー
 - 4. 公衆衛生
 - 5. 情報社会/IT/インターネット
 - 6. 国際私法
 - 7. 知財制度調和・運用協力
 - 8. エンフォースメント/権利行使
- VI. バイ・プリフォーラ化トレンド(現在 - 近未来)
- VII. 結び

このような状況下、知的財産権制度の国際的な枠組みは、公衆衛生を中心として、開発、人権、環境、生物・文化多様性、気候/エネルギーなど、多くの分野において重要な役割を担うものであるが、各分野における知的財産法制の在り方やその法解釈を巡って、さまざまな議論が行われてきた。

本稿は、知的財産権を巡る国際的な法制度の歴史を整理し、政策的な視点に立って、新たな制度の導入や制度改正が、どのような背景の下になされ、そしてそれらが国際的にどのようなインパクト、インプリケーションをもたらすものであったかなどについて論じるものである。また、近年、自由貿易協定(Free Trade Agreement, FTA)や環太平洋パートナーシップ(Trans-Pacific Partnership, TPP)のような二国間又は複数国間の交渉が推進される中、今後の国際的な知的財産権制度の方向性について考察するものである。

II. BIRPI時代(19世紀 - 1960)

I. はじめに

世界経済がグローバル化し、人、物、金、技術などの国際的な移動が活発化する中、交通・輸送・通信技術が進化し、貿易の自由化が推進され、国境の希薄化が進展してきた。他方、地球規模の課題として、気候変動、エネルギー、食物、遺伝資源を巡る問題が顕在化し、感染症の世界的規模の流行なども課題となっている。

1873年のウィーン国際博覧会において、特許制度による保護が不十分であることを理由として出品が消極的であったことを契機として、各国の専門家がウィーンに会して工業所有権の保護に関する国際会議を開催した。これが工業所有権保護に関する世界最初の国際会議であったとされている。その後、1878年のパリ国際博覧会において、工業所有権の保護に関する国際会議が開催された。この会議での議論を経て、統一的な国際法規を策定するための公式の国際会議の

(*) 青山特許事務所副会長(東京事務所長)、元WIPO事務局次長、元特許庁審査第三部長、弁理士

準備が進められ、1883年にパリで国際会議が開催された。こうして、「工業所有権の保護に関するパリ条約」が採択され、1884年に発効に至った。最初の加盟国は11ヵ国であった。なお、国際的な関連団体として、1897年に、国際工業所有権保護協会(International Association for the Protection of Intellectual Property, AIPPI)が設立されている。

他方、フランス革命以降の所有権思想の発展や著作権法の制定を背景として、著作物を保護する考え方が高まり、印刷技術の向上による著作物の商品化により、著作物の国際的な流通が拡大する中、国境を越えた著作権の保護が求められるようになった。こうして、1886年、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」が採択され、1887年に発効に至った。最初の加盟国は8ヵ国であった。なお、国際的な関連団体として、1878年に、国際著作権法学会(International Literary and Artistic Association, ALAI)が設立されている。

これらの条約は、その後、産業、技術の発達や社会情勢の変化などに対応して、10~20年ごとに改正され、時代とともに規定内容も発展してきた。また、両条約において、特別取極が規定されており、この規定に基づいて、その後、「標章の国際登録に関するマドリッド協定」(1891年)、「意匠の国際登録に関するヘーグ協定」(1925年)などが成立している。

パリ条約とベルヌ条約は、当初は、それぞれの国際事務局において条約の管理業務などが行われていたが、1892年に、2つの国際事務局が一つの機構に統合され、知的所有権保護合同国際事務局(United International Bureaux for the Protection of Intellectual Property, BIRPI)が誕生した。こうして、工業所有権と著作権の両方を知的所有権として一つの国際事務局が管理する体制が構築され、知的財産権分野における基本的な国際的枠組みが整備されることとなった。なお、BIRPIが、現在の世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization, WIPO)の前身である。

Ⅲ. 国連(UNCTAD)・WIPO時代 (1960 - 1985)

1961年、国連総会において、「開発途上国への技術移転における特許の役割」と題する決議案がブラジル

／コロンビア共同提案として示され、これを契機に、途上国側は、特許制度は先進国を利するのみであり、先進国の技術独占が発展途上国への技術移転を遅らせるものとして、特許権の効力の制限などを求めるようになった。1964年には、国連事務総長報告として「開発途上国への技術移転における特許の役割」が示され、同年、国連貿易開発会議(United Nations Conference on Trade and Development, UNCTAD)が設立された。1972年には、UNCTADにおいて「技術移転」に関する決議が採択され、1974年には、WIPO, UNCTAD共同報告書として「開発途上国への技術移転における特許制度の役割」が示された。また、1980年には、UNCTADにより「制限的商慣行に関する原則とルール」が採択されている。

このような国連の動きの中で、世界知的所有権機関(WIPO)が1970年に設立された。これは、1967年の第8回パリ条約改正会議(ストックホルム改正会議)において、「世界知的所有権機関(WIPO)設立条約」が採択され、1970年に発効したことによるものである。WIPO設立条約は、目的条項に「全世界にわたって知的所有権の保護を促進すること」を示しており、工業所有権だけでなく著作権等をも含めて広く知的所有権全般について、国際的な保護を促進する役割を担っている。その後、1974年に、WIPOは国連専門機関となり、それに伴い、技術移転を支援することもWIPOの任務として明記されることになった。

1970年には、WIPOが管理する条約として、特許協力条約(Patent Cooperation Treaty, PCT)が採択され、1978年に発効している。PCTは、国際調査、国際予備審査を特徴とする国際特許出願に関する制度であるが、開発途上国の経済発展を前文に謳い、開発途上国技術援助に関する規定が導入されている。

このように、この時期、技術移転と知的財産権制度との関係に関心が高まり、知的財産権分野の条約の中に技術移転に関する事項が規定され始めた。

Ⅳ. GATT/WTO・WIPO時代 (1986 - 2000)

世界貿易機関(World Trade Organization, WTO)は、1995年1月に発効された「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」(WTO設立協定)に基づいて設立された。TRIPS協定⁽¹⁾は、WTO設立協定の付属書の一つ

(1) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)

として成立している。WTOの前身であるGATT(関税及び貿易に関する一般協定)の交渉の中で、知的所有権の問題が最初に取り上げられたのは、第7回多角的交渉(東京ラウンド、1973-1979)である。その後、1986年のプンタ・デル・エステ宣言により、ウルグアイラウンド交渉(1986-1994)において、知的財産、投資、サービスの3分野が交渉項目に追加された。こうして、GATTの枠内で、知的財産権制度(TRIPS協定)が議論されることになった。

WIPOにおいては、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書(マドリッド・プロトコル)が1989年に採択され、1995年に発効された。また、特許法調和条約の交渉は、条約採択には至らなかったが1991年に外交会議が開催され、商標法条約(Trademark Law Treaty, TLT)は、1994年に採択、1996年に発効され、方式面、手続面の国際調和が進展した。また、WIPOは、1994年に調停仲裁センター(Arbitration and Mediation Center, AMC)の業務を開始した。

TRIPS協定の発効後は、1996年にWIPO-WTO協定が締結され、TRIPS協定の実施に当たり、相互協力関係が樹立された。著作権法の分野では、1996年に、いわゆるWIPOインターネット条約として、WIPO著作権条約(World Intellectual Property Organization Copyright Treaty, WCT)とWIPO実演・レコード条約(World Intellectual Property Organization Performances and Phonograms Treaty, WPPT)が採択され、いずれも2002年に発効された。意匠法の分野では、ヘーグ協定ジュネーブ条約が1991年に検討が開始され、1999年に採択され、2004年に発効された。特許法の分野では、2000年に特許法条約(Patent Law Treaty, PLT)が採択され、2005年に発効され、方式面、手続面の国際調和が進展した。

このように、この時期は、知的財産権分野において、WIPOによって国際条約が整備されるとともに、WTOの設立によりTRIPS協定が加わり、国際的な知的財産権制度の枠組みが強化されていった。

V. マルチプルフォーラ時代 (2000 - 現在)

1. 開発

(1) 国連(概要)

1996年、OECD開発援助委員会(OECD Development Assistance Committee, OECD-DAC)では、新開発戦略において、国際開発目標(International Development Goals, IDGs)が採択され、2015年までに極端な貧困人口の割合を半減させるなどといった目標⁽²⁾が示された。その後、2000年9月の国連ミレニアム・サミットにおいて、21世紀の国際社会の目標として、より安全で豊かな世界に向けた協力を約束する「国連ミレニアム宣言」を採択し、「平和、安全及び軍縮」、「開発と貧困撲滅」、「環境」、「国連強化」等について幅広く言及し、グローバル化に伴う開発途上国の特別な困難に対応していくことが強調された⁽³⁾。そして、「ミレニアム開発目標」(Millennium Development Goals, MDGs)として、8目標と18ターゲット、および、2015年という達成期限と具体的数値目標が示された⁽⁴⁾。

その後、2004年の国連貿易開発会議(United Nations Conference on Trade and Development, UNCTAD)による「サンパウロ・コンセンサス」、国際労働機関(International Labour Organization, ILO)の「グローバル化の社会的側面に関する世界委員会」の最終報告「公正なグローバル化：すべての人々に機会を創り出す」、2005年の国連事務総長報告「より大きな自由を求めて」において、「開発」の重要性が強調された。また、2005年9月の「ミレニアム宣言に関する国連サミット」において、「ミレニアム開発目標」の実現への強い決意が表明され、国際開発目標の実施のための主要機関としてより実効的な経済社会理事会(Economic and Social Council, ECOSOC)の必要性が確認された。さらに、2010年の「国連ミレニアム開発目標サミット」において、5年に1度、首脳レベルの会合において国連ミレニアム宣言の進捗等をレビューすることが合意された。

以上のとおり、開発に関する議論は、端緒はOECDであったが、2000年以来、国連が主導して実施し、コミットメントを随時、再確認している。2015年目途に開発問題を解決することとしているが、そのための政治的コミットメントが各国首長による高いレベ

(2) http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/dac/sei_1_10.html

(3) http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s_mori/arc_00/m_summit/sengen.html

(4) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs/about.html>

ルでなされているのである。

(2) WTO

WTO⁽⁵⁾では、2001年11月、ドーハ閣僚会議において、「ドーハ閣僚宣言」が示されている。これは、「Doha 開発アジェンダ」と呼ばれ、同時多発テロの発生に象徴されるグローバル化の負の側面(格差拡大等)に対処し、世界経済の安定的発展のためのWTO制度の強化と、途上国を世界貿易体制に取り込んでいくことの緊急性が認識されている。知的財産権については、公衆衛生、生物多様性条約(後述)などが中心課題となっている。

「ドーハ閣僚宣言」では、途上国の開発問題に配慮して、TRIPS協定における「フレキシビリティ」に言及されているが、この「フレキシビリティ」が具体的に何を指しているかについては明らかにされていない。実際、TRIPS協定では、たとえば、「第一部. 一般規定及び基本原則」では、消尽(第6条)について、権利消尽問題(国際的権利消尽問題は、いわゆる並行輸入問題)について紛争が生じてても、内国民待遇及び最恵国待遇を除いて、TRIPS協定上のいかなる規定も紛争解決に用いてはならない旨規定している。また、目的(第7条)について、知財保護行使の目的が、社会・経済的福利、技術革新推進、技術移転・普及、権利・義務均衡に資すべきであるとしており、さらに、原則(第8条)について、公衆衛生・栄養の保護、社会経済的・技術的發展に特に重要な分野における公益促進のために必要な措置をとることを許容し、また、権利者の濫用、技術移転等に悪影響を及ぼす慣行を防止する措置をとることを許容している。

また、「第二部. 知的所有権の取得可能性、範囲及び使用に関する基準」では、特許の保護対象(第27条)について、①公序良俗・善良風俗を守る(生命・健康保護、重大な環境損害の回避を含む)為に必要な場合、特許対象から除外可能とし、また、②不特許事由として、「人間・動物の診断・治療・手術方法」や「微生物以外の動植物、非生物学的・微生物学的方法以外の動植物の生産方法」は特許保護しないことができる規定がある。その他、権利の例外(第30条)、強制実施権(第31条)、契約における反競争的行為の規制(第40条)、経過措置(65条、66条)なども、条文の性格からみて、TRIPS協定におけるフレキシビリティ

といえなくもない。

(3) WIPO

WIPO⁽⁶⁾では、2004年9月の一般総会において、「WIPO 開発アジェンダ」が示され、開発促進の観点からWIPOの任務・統治の見直し、開発促進に資する規範作り、技術移転・競争政策の検討などの提案がなされた。これは、アルゼンチン・ブラジルによって提案されたものであった。また、2007年9月のWIPO加盟国総会において、開発・知的財産委員会(Committee on Development and Intellectual Property, CDIP)が設立され、同時に採択された四十五項目にわたるWIPO開発プログラムの下、多くのプロジェクトが立ち上げられ、「開発」に関する議論が行われている。

2010年9月のWIPO一般総会においては、「関連するWIPO組織(relevant WIPO bodies)」に対し、開発アジェンダへの貢献について議論を行い、その結果をWIPO一般総会に報告することを義務付けることなどを規定する「調整メカニズム」を決定した。なお、CDIPにおけるこの議論は、いくつかの論点において、先進国と途上国との間で見解が相違し、合意に至っていない。

2. 人権

1948年に、「国連世界人権宣言」が採択され、1966年には「世界人権規約」が採択された。世界人権宣言には、科学、文学などについて、以下のように規定が置かれている。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

最近では、2006年に設立された国連人権理事会⁽⁷⁾(Human Rights Council, HRC)において人権に関する議論が行われているが、ここ数年の理事会決議においては、開発途上国による医薬品入手をいかにしてしや

(5) 世界貿易機関(World Trade Organization)

(6) 世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization)

(7) <http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/>

すくするかという、いわゆる「医薬品アクセス」の文脈で知的財産権や TRIPS 協定に言及がなされている。

また、2007 年には、第 61 回国連総会において、「先住民族の権利に関する国連宣言⁽⁸⁾」が採択され、先住民族の伝統的知識、伝統的文化表現等の保護について言及している。例えば、第 31 条には、遺産に対する知的財産権として、以下のような規定が置かれており、人権の観点から、先住民族の権利に関して、知的財産権の積極的保護が強調されている。

第 31 条(遺産に対する知的財産権)

- 1 先住民族は、人的・遺伝的資源、種子、葉、動物相・植物相の特性についての知識、口承伝統、文学、意匠、スポーツおよび伝統的競技、ならびに視覚芸術および舞台芸術を含む、自らの文化遺産および伝統的文化表現ならびに科学、技術、および文化的表現を保持し、管理し、保護し、発展させる権利を有する。先住民族はまた、このような文化遺産、伝統的知識、伝統的文化表現に関する自らの知的財産を保持し、管理し、保護し、発展させる権利を有する。
- 2 国家は、先住民族と連携して、これらの権利の行使を承認しかつ保護するために効果的な措置をとる。

3. 環境、生物・文化多様性、気候／エネルギー

3-1 環境

1992 年、国連環境開発会議(United Nations Conference on Environment and Development, UNCED, 地球環境サミット)が開催され、リオ宣言として、「アジェンダ 21」が採択され、気候変動枠組条約(Framework Convention on Climate Change, FCCC)、生物多様性条約(Convention on Biological Diversity, CBD)、砂漠化対処条約の署名等の成果が得られた。

2002 年には、「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(World Summit on Sustainable Development, WSSD)が開催され、「持続可能な開発に関する実施計画」が採択され、環境上適正な技術(Environmentally Sound Technology, EST)に関する技術移転の促進、資金提供などの提言がなされた。

2007 年には、国連先住民族常設フォーラム(United Nations Permanent Forum on Indigenous Issues, UNPFII)において、WIPO, UNESCO, CBD などの

関連事業に対し先住民族の観点から勧告が作成され、「先住民族の権利に関する国連宣言」が第 61 回国連総会にて採択された。

2012 年 6 月には、国連持続可能な開発会議(United Nations Conference on Sustainable Development, UNCSD, リオ+20)が開催され、各国の首脳レベルが参加し、今後 10 年の経済・社会・環境のあり方を議論した。会議の成果物として、政治的文書(成果文書)が作成され、テーマは、「持続可能な開発及び貧困撲滅の文脈におけるグリーン経済」および「持続可能な開発のための制度的枠組み」であった。

3-2 生物多様性

(1) WIPO

1999 年、第 3 回特許法常設委員会(Standing Committee on the Law of Patents, SCP)の PLT 草案の審議途上、生物多様性条約の絡みで特許取得のための開示要件を強化する旨の提案がコロンビアよりなされ、一時、特許法条約交渉の先行きが危ぶまれたが、結局、政府間委員会(Intergovernmental Committee, IGC)を創設し、そこで生物多様性条約の問題を議論することで決着が図られた。この問題は、IGC のほか、特許法常設委員会、PCT リフォーム作業部会⁽⁹⁾などにおいても議論され、国際的保護スキームの要否や遺伝資源の開示要件などが検討されてきた。

2009 年 9～10 月に行われた WIPO 加盟国総会において、遺伝資源等の保護に関して「国際的な法的文書」を作成すべくテキストに基づく議論を行うことが合意された。これを受けて、テキスト案の検討が開始され、2011 年 9～10 月に開催された WIPO 加盟国総会でも議論の継続が合意され、現在も検討が続けられている。

日本は、これまでに、遺伝資源に関して、誤った特許付与を防止する防御的保護の観点から、特許審査用データベース構築を提案した。また、同じく防御的保護に焦点を当てた「共同勧告提案⁽¹⁰⁾」として、争いのない項目の早期収穫を提示したが、出所開示義務の導入を求める途上国の理解を得られなかった。その他、データベース構築に係る可能性調査や出所開示義務の事実ベース調査の実施提案などを行っている。

以上の通り、WIPO では PLT 作業の中で特許(開示要件)問題が浮上し、IGC が設立され、現在では、テキストベースで国際的な法的文書の作成に向け交渉

(8) http://www.un.org/esa/socdev/unpfi/documents/DRIPS_japanese.pdf

(9) スイス提案を中心に議論されてきたが、2007 年 4 月にスイスが取り下げている。

(10) 日、米、カナダ、韓国、ノルウェーの連名。

が行われている。

しかし、保護対象となる遺伝資源等の定義や範囲等の基本的事項について、各国の認識に依然として隔たりがある。このため、まずは基本的事項について明らかにすることが必要であり、今後の交渉においても、十分な議論を行うことが必要であろう。

(2) WTO

WTO では、2001 年 11 月のドーハ閣僚宣言の後、TRIPS 理事会において、TRIPS 協定と生物多様性条約の関係について検討が行われ、貿易レジームと環境レジームの関係が議論されてきた。とくに、2005 年 12 月の香港閣僚会議以降、協議が強化され、2006 年 7 月 31 日までに必要な行動をとる旨の決議がなされた。

最近の議論としては、ブラジル、インド等の出所等開示支持派は、バイオパイラシーの解決のために、特許出願において、遺伝資源(Genetic Resource, GR)及び関連する伝統的知識(Traditional Knowledge, TK)の①出所・原産国、②事前の情報に基づく同意(Prior Informed Consent, PIC)の証拠、及び③利益配分の証拠の開示義務の導入を主張し、TRIPS 協定改正テキストに基づく議論を開始すべきと主張している。これに対して、欧州以外の主な先進国は、WIPO IGC の新しいマンドートの下での議論を踏まえるべきであり、バイオパイラシーの問題は誤った特許の付与と CBD 遵守の 2 つの問題に分けられ、後者については名古屋議定書で一定の解が得られていると主張している。

なお、WIPO/IGC 第 20 回会合において GR に関する統合テキストが作成され、さらに、同第 21 回会合において TK のテキストに関するさらなる検討がなされたことを踏まえ、WIPO での議論の進展を歓迎するとともに同フォーラムでの今後の議論の進展を期待する発言が、先進国・途上国の双方からなされている。

その他、2008 年には、いわゆる「パラレルリズム」提案が示され、TRIPS 理事会で、既に交渉項目である GI(地理的表示)多数国間通報登録制度創設問題に加え、GI の追加的保護の拡大及び TRIPS/CBD もドーハ・ラウンドの一括交渉受諾項目として並行的に扱うべきという提案がされた。これに対して、スイス、EC、インド、ブラジル等は賛成の立場であるが、欧州以外の主な先進国等は、サブスタンスが異なる 3 つの論点を同列に扱うべきではなく、個別に議論すべき

という立場を主張している。

また、TRIPS 協定 27 条 3(b)のレビューについては、生命体又はその部分を不特許事由とするポリビア提案に途上国は賛成の立場であるが、先進国は社会に有益なバイオテクノロジー技術の発展には特許制度によるインセンティブが欠かせない旨主張している。

以上のように、WTO ではドーハ宣言によりこの問題の検討が開始されたが、GI 問題や動植物不特許事由の見直し問題も複雑に関連し、交渉の進捗が見られない状況にある。

(3) UNEP (CBD)

生物多様性条約においては、遺伝資源へのアクセス・利益配分(Access and Benefit-Sharing, ABS)に関する作業部会において、原産国の国際証明制度、利益配分の国際的レジームの検討が行われてきた。2004 年には、伝統的知識(Traditional Knowledge, TK)に関する作業部会が設立された。2006 年の生物多様性条約の第 8 回締約国会議(COP8)では、ABS 作業部会は与えられたマンドートに従い「COP10(2010 年)までに早期にその作業を完了させる(complete its work)」ことが決議され、その後は、ABS 作業部会中心に作業が進められ、2010 年 10 月の COP10 において、名古屋議定書が採択された。

名古屋議定書では、第 13 条(遺伝資源の利用に係る監視)において、「各締約国は、適当な場合には、遺伝資源の利用に関する監視のために一つ以上のチェックポイントを指定する。チェックポイントでは、状況に応じて利用者に情報提供を求め、研究、開発、商品化などの各段階での情報収集に関する機能を持つ」ことが規定され、第 15 条(ABS に係る国内法又は規制に関する遵守)において、「締約国は、自国の管轄内で利用される遺伝資源に関し、取得の機会及び利益の配分に関する他の締約国の国内の法令等に従い事前の情報に基づく同意により取得されており、及び相互に合意する条件が設定されていることとなるよう、適当で効果的な、かつ、均衡のとれた立法上、行政上又は政策上の措置をとる」ことが規定される等、一定の成果が得られている⁽¹¹⁾。

(4) FAO, ATCM, UNESCO

食料農業用植物遺伝資源条約(International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture,

(11) http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=17473&hou_id=13763

ITPGRFA)は、2001年に採択され、2004年6月29日に発効された。127カ国のメンバー(含EU、日米は未加盟)で構成され、主要農作物のアクセス方法と利益配分を規定している。多国間システムを想定しており、知的財産権に関する条項やFarmers' rightsに関する条項がある。

また、南極条約⁽¹²⁾(The Antarctic Treaty Consultative Meeting, ATCM)は、発効(採択は1959年、発効は1961年)から50周年にあたり、第34回協議国会議がアルゼンチンで開催された。最近の論点の一つとして、南極におけるバイオリジカル・プロスペクティング(微生物などの生物資源の活用)に関わる活動の現状や法的諸問題について議論が行われており、その文脈で研究成果について特許権を取得した場合の利益配分の義務付けや特許権取得への懸念等が表明され、議論されている。

国連教育科学文化機関(United Nations Educational, Scientific, and Cultural Organization, UNESCO)では、2001年に「文化多様性に関する世界宣言」を示し、2003年に「無形文化遺産の保護に関する条約」を採択し、2006年4月に発効した。また、文化多様性条約が2005年10月に採択され、文化多様性の保存・保全の措置や、既存の条約(知財条約など)との関係(相補、非従属、権利義務に影響しない)が規定された。

3-3 気候変動

(1) UNFCCC

国連気候変動枠組条約⁽¹³⁾(United Nations Framework Convention on Climate Change, UNFCCC)では、近年「環境関連技術の途上国への技術移転」、「知財の保護と両立」の文脈で議論がなされ、IPR(知的財産権)が技術移転の障害となっており、強制許諾等が必要とする中国等の主張に対し、先進国は、技術移転のためにはむしろ適切なIPR保護が必要という主張がなされた⁽¹⁴⁾。

また、アドホックなWG(Ad Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action under the Convention, AWG-LCA)が、2009年6月(ボン)、2009年10月(バンコク)、2009年11月(バルセロナ)に開催され、知的財産権について、途上国から強制許諾等を含む強硬

な主張がなされ、先進国と対立した。

2009年11月には、COP15において「技術メカニズム」(気候技術センター・ネットワーク)の設立が合意され、2010年のCOP16では、更に1年間の議論継続が決議され、技術実行委員会(Technology Executive Committee)が創設され、技術移転が議論された。2011年のCOP17では、「技術メカニズム」の2012年中の施行が合意された。

(2) WIPO, OECD

2010年、IPC Green Inventory (ESTs 関連特許情報検索分類体系)が構築され、2010年7月には、WIPO イノベーションと気候変動会議⁽¹⁵⁾(WIPO Conference on Innovation and Climate Change)が開催されている。また、現在は、WIPO GREEN⁽¹⁶⁾が推進されているが、これは日本の産業界の貢献によるところ大である。

OECDでは、「OECDグリーン成長戦略」が示され、グリーン成長は、温室効果ガス等の削減や天然資源の効率的使用をはかりつつ、経済成長を実現する取組であることが指摘された。また、2009年6月の閣僚理事会では、「経済危機とその後、より強く、クリーンで、公平な世界経済の構築」というメインテーマの下に議論がなされ、環境・社会的に持続可能な経済成長の達成に向けて「グリーン成長に関する宣言」が採択され、グリーン成長戦略の策定が合意された。その後、「グリーン成長戦略」が策定され、2010年5月の閣僚理事会で中間報告がなされ、2011年5月の閣僚理事会で最終報告が行われた⁽¹⁷⁾。

なお、同閣僚理事会における議長総括においては、「閣僚は、強力な知的財産権制度によって裏付けられたイノベーションは、経済成長を達成し、グリーンな雇用を創出し、環境を保護するための国家の能力の鍵となることに留意した」とされている。なお、2011年5月にG8(ドゥヴィル/フランス)サミット首脳宣言において、「OECDがグリーンな成長戦略に関して実施している作業の成果を期待する」というコメントがなされた。

このように、気候変動に関しては、気候技術センター・ネットワークの構築の合意など、政府ベースの議論が進んでいる一方で、今後は、WIPO GREENの

(12) http://www.ats.aq/index_e.htm

(13) <http://unfccc.int/2860.php>

(14) http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop_sb_index.html

(15) <http://www.wipo.int/climate/en/>

(16) http://www.wipo.int/export/sites/www/globalchallenges/en/pdf/wipo_green.pdf

(17) http://www.oecd.org/document/10/0,3746,en_2649_37465_47983690_1_1_1_37465,00.html

取組みのような技術を保有する産業界が積極的に参画する技術移転アプローチが重要となろう。

4. 公衆衛生

(1) 国連

国連では、公衆衛生の問題は、「ミレニアム開発目標」の中で、「目標6：HIV/AIDS、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止」などとして示されている。とくに、国連合同エイズ計画(Joint United Nations Programme on HIV/AIDS, UNAIDS⁽¹⁸⁾)では、この問題を議論しており、「医薬品アクセス」の文脈で、知的財産権に係る言及が度々なされている。ただし、具体的な取組や議論がなされる場とはなっていない。最近では、2011年に、UNAIDSにより、「HIV/AIDSに関する政治宣言」⁽¹⁹⁾の取りまとめが行われ、この問題の解決への強い意思表示が示された。

知的財産権との関係については、2011年にUNAIDSは、WHO等との共同による「HIV治療へのアクセスを改善するTRIPS柔軟性の利用⁽²⁰⁾」という政策ブリーフを公表している。また、UNCTADは、同じく2011年に「後発開発途上国における医薬品生産への投資 - 政策決定者および投資促進機関のためのガイド⁽²¹⁾」を発表し、知的財産権やTRIPS協定について言及している。

さらに、国連人権理事会(United Nations Human Rights Council, HRC)では、ここ数年の理事会決議において、とりわけ人権と「医薬品アクセス」の文脈で知的財産権やTRIPS協定に言及がなされている⁽²²⁾。

このように、公衆衛生の問題は、開発や人権問題の中核的課題であり、知的財産権問題としては、「医薬品アクセス」の問題として捉えられ、政治問題化している。

(2) WTO

2001年11月、ドーハ閣僚会議において、「TRIPS協定と公衆衛生に関する宣言」が示され、TRIPS協定31条(b)(国家緊急事態)に関する解釈が合意され、さらに、31条(f)(専ら国内市場向け生産)要件の緩和に向けた検討をすべき指令が示された。

その後、2003年8月の一般理事会でTRIPS協定の

改正が合意され、2005年12月にTRIPS協定改正議定書(31条の2)が採択された。その後、これを受諾するための開放期間が示された(3分の2の受諾が必要)が、受諾に必要な国数に届かないため、延長されてきている。

我が国は、2007年第166回通常国会で改正議定書を受諾が承認され、同年8月WTO事務局へ受諾書が寄託され、9番目の受諾国となった。なお、2011年11月25日現在で、受諾国は38カ国・地域となっている。

この問題について、これまでの通報実績は、2007年のカナダとルワンダにおける事例(Apotex社 Zidovudine/Lamivudine/Nevirapine 合剤)のみである。途上国は、この件について(利用例が一件しかない)システム上の問題を探るべくNGOや関連企業等全ての関係者を招聘したワークショップを開催することを主張しているのに対して、先進国は、通常会合の枠内で加盟各国の経験に基づく議論を行うべきとの主張をしている。

このように、WTOにおける公衆衛生の問題は、WTOドーハ宣言以来、TRIPS協定のフレキシビリティの文脈で議論されている。

(3) WHO

2003年、知的財産権・技術革新・公衆衛生委員会(CIPIH)が設立され、途上国向け新薬開発奨励策の検討が行われ、2006年4月に報告書が作成された。これに基づいて、世界戦略・行動計画(Global Strategy and Plan of Action on Public Health, GSPOA)の策定が進められ、2008年5月のWHO総会において採択され、途上国向け新薬研究開発奨励の資金調達、ファイナンス策などが検討されている。

2006年2月に、不正(偽造)医薬品対策タスクフォース(International Medical Products Anti-Counterfeiting Taskforce, IMPACT)が設立され、官民協力ネットワーク⁽²³⁾が形成された。また、2010年5月のWHO総会では、関連WG(Substandard/Spurious/Falsely-labelled/Falsified/Counterfeit Medical Products, SSSFC)が創設され、2012年5月のWHO総会では、公衆衛生の見地から(貿易・知的財産権の見地を除く)

(18) <http://www.unaids.org/en/>

(19) <http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N10/529/16/PDF/N1052916.pdf?OpenElement>

(20) http://www.unaids.org/en/media/unaids/contentassets/documents/unaidspublication/2011/JC2049_PolicyBrief_TRIPS_en.pdf

(21) http://www.unctad.org/en/docs//diaepcb2011d5_en.pdf

(22) <http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/docs/A.66.53.doc>

(23) http://www.who.int/medicines/services/counterfeit/faqs/count_q-a/en/index.html

メンバー国が国際協力する為のメカニズム設立を決定した。

このように、公衆衛生の問題は、WHOにおいて、医薬品アクセスのほか、途上国特有疾病の医薬品のR&D促進の観点から議論されている。

(4) WIPO

WIPOでは、WIPO開発アジェンダ(前述)には、格別の特記はされていないが、WIPO開発プログラムの中に、ミレニアム宣言への支援、WHOとの協働など、この問題への関与が示唆されている。また、特許法常設委員会(Standing Committee on the Law of Patents, SCP)において公共政策と特許、特許と健康について議論されているが、現在のところ、公衆衛生に及ぼす正、負いずれのインパクトについて調査対象とすべきか検討している段階である。

5. 情報社会／IT／インターネット

WIPOでは、1999年に「デジタルアジェンダ」を示し、電子商取引と知的財産権に関してWIPOが扱うべき課題を総括している。その後、前述したところであるが、WIPOでは、2002年に、WIPO著作権条約(World Intellectual Property Organization Copyright Treaty, WCT)とWIPO実演・レコード条約(World Intellectual Property Organization Performances and Phonograms Treat, WPPT)を発効している。

商標分野では、2000年9月に、ソフトロー・アプローチとしての商標等標章のインターネット使用に関する共同勧告が示されている。また、ドメインネーム紛争処理としては、WIPOインターネットドメインネームプロセス(第一次;1998年、及び、第二次;2000年)によって、「統一ドメイン名紛争処理方針」(Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy, UDRP)が策定され、改善のためのICANN(Internet Corporation for Assigned Names and Numbers⁽²⁴⁾)への勧告や、調停仲裁センター(Arbitration and Mediation Center, AMC)によるドメインネーム仲裁サービスが行われた。

最近の動きとしては、視聴覚実演に関する国際文書が2000年の外交会議では合意に至らなかったが、2011年9-10月の一般総会において外交会議の開催が承認され、2012年6月20-26日に北京にて外交会議が開催され、北京条約が締結された。

国連／ITU(International Telecommunication Union)においては、世界情報社会サミット(World Summit on the Information Society, WSIS)を開催し、2003年12月には、第一フェーズとして、基本宣言及び行動計画を策定し、インターネット統治作業部会(Working Group on Internet Governance, WGIG)を設立し、知的財産権問題を含めて検討を開始した。また、2005年11月には、第二フェーズとして、インターネットガバナンスフォーラム(Internet Governance Forum, IGF)を創設した。

このように、情報社会／IT／インターネットについて、ルールメイキングに関しては、WIPO主導であり、近年、著作(隣接)権、商標、ドメインネームの分野で大きな成果(条約、勧告、AMC等)があったといえる。

6. 国際私法

ハーグ国際私法会議(Hague Conference on Private International Law, HCCH)では、民事、商事事件一般に適用される国際裁判籍及び外国判決承認執行に関する包括的条約の草案の検討がなされたが、2001年6月の外交会議で非採択とされた。この草案では、特許権などについては原則として登録国の専属管轄とされていた。その後、包括的(白黒灰色リスト)アプローチから限定的(管轄合意)アプローチに変更した議論が行われ、2005年6月の外交会議で採択された。なお、著作権・著作隣接権以外の知的財産権については基本的に適用除外とされている。

7. 知財制度調和・運用協力

7-1 特許

(1) WIPO - SCP

特許制度の国際調和は、WIPOにおける特許法常設委員会(SCP)で議論されてきた。2000年6月に特許法の手続面について特許法条約(Patent Law Treaty, PLT)が採択され、2000年11月の第4回会合以降は、特許法の実体面に関する実体特許法条約(Substantive Patent Law Treaty, SPLT)に向けて議論が進められてきた。先進国の立場は、審査負担の軽減項目を重点として、法、規則、運用レベルの「深いハーモ」を目指していたが、途上国の立場は、遺伝資源開示要件、公益、技術移転、反競争的慣行等を含む条項が含まれるべきとして対立した。妥協策として、

(24) インターネット上で利用されるアドレス資源(IPアドレス、ドメイン名、ポート番号など)の標準化や割り当てを行う組織。

日米欧より先行技術、グレースピリオド、新規性、進歩性に限定する提案を行ったが膠着状態に入った。その後、2005年6月の第11回会合以降、南北対立により3年間、会合が中断され、2008年6月の第12回会合から会合が再開されている。

最近では、2011年12月の第17回会合において、「特許権の例外と制限」、「特許の質(異議制度を含む)」、「特許と健康」、「代理人の秘匿特権」及び「技術移転」に関して、各国の提案/コメントや事務局による予備研究に基づき議論を続けることが合意された。しかし、2012年5月の第18回会合では、「特許権の例外と制限」、「特許の質(異議制度を含む)」、「特許と健康」、「依頼者と代理人の間の秘匿」、「技術移転」のいずれの項目についても、今後の議論の進め方について全く合意形成がなされなかった。

このように、実体特許法条約(SPLT)における国際調和については、小パッケージによる早期解決を図る先進国の立場は、網羅的に開発問題を取り込もうとする途上国と激しく対立している。現在は、全課題について分析を進めているが、出口の見通しがつかない状況にある。

(2) WIPO - PCT

特許協力条約(Patent Cooperation Treaty, PCT)の制度改革(PCT リフォーム)は、2000年のPCT 同盟総会において、米国の提案により検討の開始が合意された。これは、手続の簡素化・合理化、業務重複排除、出願人コスト軽減、PLT との整合化などを目的としたものであった。

その後、PCT リフォーム委員会が設置され、検討が進められた結果、2002年のPCT 同盟総会において、国際調査報告(International Search Report, ISR)と国際予備審査報告(International Preliminary Examination Report, IPER)の機能の拡張や、指定手続の変更(国際出願時には全指定とみなす)などが合意された。また、2003年のPCT 同盟総会では、基本手数料と指定手数料の一本化(国際出願手数料)、更なる電子手続に対する料金軽減、後発開発途上国に対する料金軽減が合意され、2004年のPCT 同盟総会では、単一性要件違反の場合の国際調査機関等における異議申立手続の簡素化、配列リストの国際調査機関等への遅延提出手数料が合意され、2005年の同盟総会では、国際出願

の欠落要素及び欠落部分、優先権の回復、明白な誤記の訂正、電子形式による国際公開及びPCT ガゼット(公報)、みなし全指定にかかる経過措置のさらなる改正、PCT 最小限資料が合意された。

最近では、2006年のPCT 同盟総会では、国際機関の最小限の要件、国際出願の様式上の要件が合意され、2007年のPCT 同盟総会では、補充国際調査、ブラジル国立工業所有権庁及びインド特許庁の国際調査機関/国際予備審査機関への指定、韓国語、ポルトガル語の国際公開言語化などが合意された。その後も現在に至るまで、さまざまな検討が行われてきている⁽²⁵⁾。

このように、WIPO - PCT については、規則、運用レベルの改善がほぼ出尽くしつつあり、次は次世代PCT の議論に移っていくものと思われる。

7-2 商標・意匠・地理的表示

WIPO では、1998年3月のWIPO 加盟国総会において、特定の課題ごとに専門家委員会において議論していた従来の形態から、所定の分野に属する課題を網羅的に扱う常設委員会の設置を決定した。それに基づき、商標、意匠及び地理的表示の法律に関する常設委員会(SCT)を設置した。

(1) 商標関係

SCT での検討成果としては、周知商標保護に関する共同勧告(1999年)、商標ライセンスに関する共同勧告⁽²⁶⁾(2000年)、前出のインターネット上の商標等の保護に関する共同勧告(2001年)を経て、2006年3月、商標法条約(Trademark Law Treaty, TLT)の改正条約(シンガポール条約)が採択された。

このシンガポール条約は、商標法条約の発効(1996年)後、電子出願の普及等、技術の急速な発展や、2000年に特許法条約(PLT)が採択されたことを受け、手続面の更なる簡素化・調和を促進することを目的としている。主な改正項目は、出願手法の多様化への対応(電子的手段による出願にも対応)、商標ライセンス(使用权)等の登録手続の共通化、商標出願に関連する手続の期間を守れなかった場合の救済措置、電子出願の許容、総会設立(規則改正の容易化)などが挙げられる。なお、シンガポール条約は、現行の商標法条約から独立したものとして成立している。

マドリッドシステム⁽²⁷⁾については、「WIPO マド

(25) http://www.wipo.int/pct/en/newslett/2012/06/article_0005.html

(26) 後にシンガポール条約に導入された。

(27) マドリッド協定(1891年)及びマドリッド・プロトコル(1989年)に従って機能するシステム。

リッドシステムの法的発展に関する作業部会」が、マドリッド協定議定書の発効(1995年12月)から10年経過時に、その規定の見直しを行うことを目的として設置された。2005年7月に第1回会合が開催され、これまで9回開催された。2011年7月の第9回会合では、セントラルアタック及び変更出願に関する情報や、国際登録の分割制度、マドリッド制度の簡素化のための提案等について議論された。このように、マドリッドシステムは、制度・運用の改善に向けて、改革が進められている。

(2) 意匠関係

SCTでは、事務局提示の作業文書に基づき、①工業意匠の再現物の形式、②工業意匠の図、③各再現物のコピー数、④見本、⑤一般的に要求される出願の他の内容、⑥特定の管轄において要求される出願の他の内容、⑦創作者氏名による出願、⑧意匠の単一性もしくは発明の単一性、⑨複数出願、⑩出願日要求事項の定義、⑪公開繰延と秘密意匠、⑫公表がなされた場合のグレースピリオド、⑬保護期間更新手続き、⑭通信、⑮救済措置などについて議論されている。先進国は、意匠法条約の採択のための外交会議の機が熟したとの立場であるが、途上国は、意匠法条約の規範設定が途上国に与える影響、特にコストと便益に関する分析研究が更に必要との立場であり、両者は対立している。

とはいえ、SCP議論は着実に推進されており、意匠制度の国際調和を目指す条約化の機運が高まりつつある。

(3) 地理的表示(GI)

「地理的表示」とは単なる商品の生産地表示ではなく、生産地表示のうち、その商品について生産地の地理的環境に由来する品質や評判を想起させる表示を指すものである。TRIPS協定上、ぶどう酒(ワイン)及び蒸留酒(スピリッツ)に関する地理的表示に対しては、公衆誤認要件を不要とする点で、他の産品に比べて手厚い保護(追加的保護)が与えられている。

WIPOでは、SCTにおいて、これまで交渉目的ではなく、相互理解を深める目的の検討がなされた。現在、議題項目ではあるものの、実質的に議論は行われていない。リスボン協定の運用改善と改正作業が進行中である。

WTO(TRIPS理事会)では、①多国間通報・登録制

度の創設、②追加的保護の対象産品の拡大について検討している。いずれの論点についても、地理的表示の一層の保護強化を主張している欧州等の旧大陸諸国と、現在の保護レベルの維持を主張している米、豪等の新大陸諸国等との間で対立している。

このように、特許、意匠、商標は、WIPO主導で国際調和が進められる中、GIだけはWTO主導で行われている。

7-3 著作権・隣接権国際調和

既述したとおり、WIPOでは、WIPO著作権条約(World Intellectual Property Organization Copyright Treaty, WCT)及びWIPO実演・レコード条約(World Intellectual Property Organization Performances and Phonograms Treat, WPPT)が、それぞれ2002年3月6日、2002年5月20日に発効した。両条約とも、TRIPSプラスの規定になっており、アップロード/利用可能化権、技術的保護手段などが規定されている。このようなWIPOによるインターネット条約の締結は、TRIPS協定を補完する意義があった。

視聴覚的実演の保護については、2000年の外交会議において、全20箇条の実体規定のうち、1箇条(第12条：権利の移転)について米・EU間で合意がなされず条約採択にいたらなかったが、その後の米の歩み寄りを受けて2011年9-10月の一般総会において外交会議開催が承認されることとなり、2012年6月20-26日の外交会議において、「北京条約」が締結された⁽²⁸⁾。

また、創作性のないデータベースの保護については、WIPOにおいて、著作権等常設委員会(Standing Committee on Copyright and Related Rights, SCCR)の議題として議論され、2002年に途上国等へのインパクトに関する事例研究などが行われたが、2005年11月の第13回会合では議題外とされている。

さらに、著作権の権利制限と例外については、2004年11月のSCCRにおいて、教育、図書館、障害者等への対応として、チリから提案があった。その後、モデル法、共同勧告、国際的法的文書の策定に向けて、テキストに基づく議論が行われてきているが、視覚障害者等(活字・読書障害者)についての議論が先行しており外交会議開催も視野に入ってきている。今後は、図書館、アーカイブなどについて検討が開始され、更には教育研究機関やその他の障害者も検討が予定され

(28) http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2012/article_0013.html

ている。

なお、オンラインサービスプロバイダーの知的財産侵害法責任については、WCT/WPPTにおいて、国内法に委任することがそれぞれの条約採択の際に合意されている。

8. エンフォースメント／権利行使

(1) WTO

WTOでは、TRIPS協定において、エンフォースメント(41-61条)、国際協力(69条)、紛争の防止・解決(63-64条)について規定を置き、知的財産権分野のエンフォースメントや権利行使の推進を図っている。反面、途上国はTRIPSを超えるいかなるルール作りにも強い反発を示す傾向がみられる。

TRIPS理事会においては、近年、先進国は、累次にわたって、エンフォースメントについての議題化を要請している。これに対して、途上国は反対の立場であり、これには、前記の途上国の一般的反発傾向のほか、インド-EC問題(2009年、オランダ税関による合法的ジェネリック医薬品の一時的通過差止)などが背景にあるとも思われる。さらに、近年、自由貿易協定(Free Trade Agreement, FTA)や「模造品の取引の防止に関する条約」(Anti-Counterfeiting Trade Agreement, ACTA)等の2国間や複数国間の協定が注目されているが、途上国より、TRIPSプラスのエンフォースメントの条項が議論、締結されていることについて、問題提起されている。

また、2012年6月のTRIPS理事会では、「商標の模倣品からサプライチェーンを保護することに関する情報交換」(米国より提案)のアドホックな議題化がなされた。

このように、WTOでは、エンフォースメント／権利行使について、TRIPS理事会を中心に議論が行われてきたが、近年、FTAやACTA等の2国間、複数国間の協定において、TRIPSプラスのエンフォースメントのルールメイキングが行われていることに対して、途上国から強い警戒感が高まっている。

(2) WIPO, WHO

WIPOでは、2002年9月にエンフォースメント諮問会合(Advisory Committee on Enforcement, ACE)が設立されている。設立時の了解事項として規範作りは行われていないが、実務的、実地的なテーマ別アプ

ローチや技術的支援が検討され、過去8回開催されている。

WHOでは、2006年2月にIMPACT(International Medical Products Anti-Counterfeiting Taskforce, 不正(偽造)医薬品対策タスクフォース)を設立し、官民協力ネットワーク、エイズ、マラリア、結核等の医薬品の粗悪模倣品撲滅のためのガイドラインの作成、公衆啓発用のモデル作成などが行われたが、これに対しては、途上国から問題提起が示された⁽²⁹⁾。2010年5月のWHO総会においては、関連するWGとして、「標準以下の／偽造の／偽ラベル付／改造／偽造の医療品」(Substandard/Spurious/Falsely-labelled/Falsified/Counterfeit Medical Products, SSFFC)が創設された。その後、2012年5月のWHO総会では、公衆衛生の見地から(貿易・知的財産権の見地を除く)メンバー国が国際協力するためのメカニズム設立を決定した。

このように、WHOでは、不正(偽造)医薬品に関するIMPACT活動が推進されているが、これに対しては、途上国の反発が強い。2012年に設けられた公衆衛生の見地からメンバー国が国際協力するための新メカニズムの今後の動向に注目したい。

(3) WCO, INTERPOL(ICPO)

世界税関機構(World Customs Organization, WCO)では、2002年にIPR戦略グループ(政府と民間による国際パートナーシップ)を設立し、2003年には、「不正商品、海賊品に対する税関手続きに関するモデル法」(1988年)の改訂作業が行われた。また、IPM(Interface Public-Members)により不正商品割出用実地訓練ツールが開発された。

国際刑事警察機構(International Criminal Police Organization, INTERPOL)では、2001年に知的財産関連犯罪対策グループ(Intellectual Property Crime Action Group, IPCAG)を設立し、2002年から6回会合を開催した。参加メンバーは、WIPO, WCO, 警察, 税関, 民間企業・団体から構成され、研修, ベストプラクティス, 情報交換・データベース, コンタクトポイント, 啓発活動に関する検討が行われた。また、「国際刑事警察機構知財犯罪モデル(Interpol IP Crime Model)」の開発、「Jupiter 1~5」プロジェクト(南米での組織犯罪による模倣品・海賊版流通の摘発のための各国エンフォースメント機関との連携プロジェクト)が行われた。

(29) http://www.who.int/medicines/services/counterfeit/faqs/count_q-a/en/index.html

さらに、前述の WHO/IMPACT との連携も行われており、医薬品偽造対策(Medical Product Counterfeiting and Pharmaceutical Crime Unit, MPCPC)が設置されている。これは、2010年に東アフリカ Mamba III 作戦で実績がある。

なお、WCO/INTERPOL 共催で、2004年5月に世界不正商品海賊版撲滅会議(Global Congress on Combating Counterfeiting and Piracy)が開催され、模倣・海賊行為問題について、さまざまな観点から議論され、解決に向けての具体的提言がなされた。また、2005年11月の第2回会合では、官民代表が参加する運営委員会が設立された。さらに、2007年1月に第3回会合(ジュネーブ; WIPO 主催)、2008年2月に第4回会合(ドバイ; WCO 主催)、2009年12月に第5回会合(カンクーン, INTERPOL/INPI 共催)、2011年2月に第6回会合(パリ, WIPO 主催)が開催された。

このように、エンフォースメント及び権利行使については、WTO体制として、TRIPS協定がベースとなっており、TRIPS理事会で議論されているものの途上国の強い反発の中で進展は無く、一方、近年、WCO、INTERPOL、WIPOなどの国際機関間の協力による国境措置等の実務的な協力が進展している。

(4) OECD, APEC

OECDでは、模倣品対策プロジェクトとして、2004年10月に、経済インパクト分析、各国ベストプラクティス比較、中国・インド・ブラジルのアウトリーチ等について、米国から提案がなされ、実施が合意された。2005年4月から実施され、OECDから“The Economic Impact of Counterfeiting and Piracy”(June 4, 2007)として報告されている。

APECでは、2003年6月に貿易担当大臣会合が開催され、「APEC・IPRサービスセンター」を各エコノミーに設置することを合意した。また、2003年10月に閣僚会議が開催され、知的財産権の保護・エンフォースメント強化のためのガイドラインとして、日本提案の「IPR保護に関する包括戦略」を承認した。さらに、2003年には、APEC首脳宣言として、知的財産権の促進、保護及びエンフォースメントの改善について言及され、2005年6月の貿易担当大臣会合では、日米韓共同提案による「模倣品・海賊版対策イニシアティブ」が採択された。最近では、「知財権関連条約加盟促進イニシアティブ」が日本から提案され、知的財産権条約(ヘーグ協定、マドプロ等)への加盟が推進されているところである。

Ⅵ. バイ・プルリフォーラ化トレンド (現在 - 近未来)

以上において述べたとおり、経済活動のグローバル化に伴い、知的財産権制度の国際調和の必要性が高まる中、近年、WIPOによって国際条約が整備されるとともに、1995年以降はWTO/TRIPS協定が加わり、国際的な知的財産権制度の枠組みが強化されてきた。

しかしながら、WIPO、WTOなどの複数国による議論(マルチ)では、先進国と途上国の対立により、議論の進展が期待できない場合も多い。例えば、実体特許法条約(SPLT)に向けた議論は、三十年近い交渉を経ているにもかかわらず、南北問題の顕在化によって出口の見通しが見えない情勢である。

このような状況下、国際的な議論は、複数国による議論(マルチ)から、少数国による議論(プल्ली)を中心とする交渉スタイルにシフトしてきている。プल्लीの(現在交渉中の)例としては、アジア太平洋自由貿易圏(Free Trade Area of the Asia-Pacific, FTAAP)、東アジア地域包括的経済連携(Regional Comprehensive Economic Partnership, RCEP)、環太平洋パートナーシップ(Trans-Pacific Partnership, TPP)などがあり、マルチに比べて参加国が少ない等の理由から、交渉項目が合意されやすいという一般的利点がある。

しかしながら、プल्लीの交渉は、マルチよりも参加国が少ないものの、依然として先進国対途上国などといった当事国の対立により、マルチと同様に議論の進展が期待できない場合もある。そこで、さらに有効な方法として、二国間による交渉(バイ)も注目されている。

バイの交渉では、交渉相手が1ヵ国であることから、プल्लीよりも更に交渉を進めやすいという利点がある。具体的には、知的財産権の問題を経済連携協定(EPA)や自由貿易協定(FTA)の範囲に含めることにより、二国間交渉が行われている。これまでに、日本との間では、シンガポール(2002年)、メキシコ(2005年)、マレーシア(2006年)、フィリピン(2006年)、タイ(2007年)、チリ(2007年)、インドネシア(2008年)、ブルネイ(2008年)、ASEAN(包括的経済連携協定、2008年12月1日より順次発効)、フィリピン(2008年)、スイス(2009年)、ベトナム(2009年)、インド(2011年)、ペルー(2011年)との間で経済連携協定が締結され、知的財産権についても全体の合意事項の一つとして包含されている。その結果、エンフォースメントの強化等、TRIPS協定を超える知的財産権保護に向け

た取組みが合意に至っている。

このように、今後は、プルリヤバイの交渉によって国際的な制度調和が推進される可能性があるが、グローバル・ガバナンスの欠如という問題が懸念されている。すなわち、マルチの議論であれば、WIPO、WTOなどの国際機関によって条約案の内容や方向性が管理・統制されることにより、オープンで、公平な議論が担保され、他の条約との制度調整も行われやすいと考えられるが、プルリヤバイの交渉の場合には、それらをすべて充足するとは言い難い。例えば、知的財産権に関する種々のフォーラムが無秩序に拡散したり、同一地域に多重化するおそれも無しとしない。制度・運用の複雑化、多岐化をもたらしかねないこのような状況は、グローバルに経済活動を展開している産業界にとっても好ましいことでは無い。

現在、既に約500のFTAがWTOに通報されているとされるが、それら、そしてマルチのシステムが機能しない間はであろう次々に誕生する協定が今後どのような方向に進むのか、全く管理・統制されていない状況にある。今後は、知的財産権分野のプルリヤバイの交渉に対して、何らかのガバナンスあるいは少なくともオブザーバトリー機能が働くような仕組みの構築を検討してもよいのではないだろうか。

Ⅶ. 結び

本稿は、知的財産権を巡る国際的な法制度の歴史を整理し、政策的な視点に立って、新しい制度の導入や制度改正の背景とその効果について論じた。また、近年、二国間又は複数国間の交渉が推進される中、今後の国際的な知的財産権制度の方向性について考察した。

知的財産権分野の国際法の経緯を正しく認識し、立法や改正の趣旨を深く理解することは、知的財産権分野の研究者又は実務家にとって、きわめて重要なことであると考えられる。本稿が、知的財産権制度に関する研究や知的財産実務において有益な知見になることに期待したい。

なお、本稿は、およそ百五十枚に及ぶPPTスライドを使用して行った長大な講演内容を、コンパクトにかつできるだけ理解しやすい形にまとめたものである。その執筆過程において日本大学大学院知的財産研究科加藤 浩教授には多大な助力を頂いたところ、ここに特記して、謝意を表したい。